

指定地域密着型サービス事業者に対する行政処分について

介護保険法（平成9年法律第123号以下「法」という）第78条の10第6号の規定に基づき、下記のとおり指定地域密着型サービス事業者に対して行政処分を行いました。

記

1. 対象事業者

法人名 社会福祉法人すばる安曇野共生会 理事長 西 朋生
所在地 長野県安曇野市穂高有明 3074 番地 4

2. 対象事業所

名 称 特別養護老人ホーム 穂高苑
所在地 長野県安曇野市穂高有明 3074 番地 4
サービス種別 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

3. 処分年月日 令和8年3月6日（金）

4. 処分内容 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の
指定の一部効力停止 6箇月（介護報酬上限7割）

5. 処分期間 令和8年4月1日（水）～令和8年9月30日（水）

6. 処分事由

人格尊重義務違反（法第78条の10第6号）

- (1) 1名の利用者に対し、手を十字にして押さえつけて介助し内出血等のケガを負わせた。（身体的虐待）
- (2) 入所者24名中17名に対し4点柵を使用する身体拘束が実施されていたが、緊急やむを得ない場合の要件を満たすかどうかの適正な手続きを経ておらず、記録も行っていなかった。（身体的虐待）

7 高第 6576 号
令和 8 年 3 月 26 日

安曇野市介護保険等運営協議会委員 各位

安曇野市福祉部高齢者介護課長

介護予防支援事業所の指定に係る意見等に対する回答について（通知）

日頃から本市の介護保険運営についてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、下記事業所の指定について委員の皆様からいただいたご意見等を申請者に通知したところ、一部のご質問等に対する回答がありましたのでお知らせいたします。

ご多用のところご協力いただきありがとうございました。

記

- 1 事業者 医療法人愛友会
- 2 事業所 居宅介護支援事業所アイ・ユーほたか
- 3 事業種別 介護予防支援
- 4 事業開始予定日 令和 8 年 4 月 1 日
- 5 その他連絡事項 今回お送りした資料が見えにくいとのご指摘をいただきました。複写の関係上見えにくくなってしまい大変申し訳ありませんでした。今後資料をお送りする際には注意いたします。

安曇野市福祉部高齢者介護課
(課長) 中澤
介護保険担当
(係長) 塩原 (担当) 小倉
電話 0263-71-2472 (直通)

(別紙)

回答書

令和 8年 3月 6日

(宛先) 安曇野市長 殿

指定申請者

住所 安曇野市穂高 4563-7

名称 居宅会支援事業所アイ・ユーほたか

代表者 理事長 村山 幸一

安曇野市介護保険等運営協議会委員からの意見等のうち、質問等があった事項について、下記のとおり回答します。

記

質問事項	回 答
運営規程の第7条6「モニタリングでは少なくとも月に1回居宅を訪問。介護予防支援では、少なくとも3ヶ月に1回居宅を訪問」に違和感がありました。1回の訪問でモニタリングと介護予防支援を両方実施することもあると解釈してよろしいでしょうか。	介護支援と介護予防支援それぞれのモニタリング訪問の最低限の頻度として、介護支援の方は月に1回、予防支援の方は3ヶ月に1回という意味で記載しています。
運営規程の第11条2「事故に際して <u>採った</u> 措置」は「事故に際して <u>取った</u> ～」ではないでしょうか。	採った→取ったに誤字を修正しました。